

勤労者財産形成促進法施行規則の一部を  
改正する省令案要綱について（諮問）



厚生労働省発基1020第1号

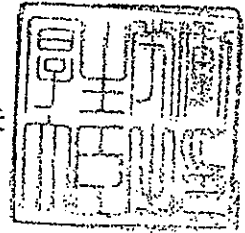
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成22年10月20日

厚生労働大臣 細川 律夫



勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 福利厚生会社の登録基準の見直し

一 法人の業務に関する要件について、住宅資金の貸付けの業務を主として行うものでなくてもよいものとする。

二 法人の行う住宅資金の貸付けの対象者に関する要件について、申請の日の属する会計年度に住宅資金の貸付けの業務を開始した法人にあつては、申請の日の属する会計年度の翌会計年度において、当該法人に出資する事業主又は当該法人に出資する事業主団体の構成員である事業主の雇用する勤労者に対する住宅資金の貸付額が、当該会計年度における住宅資金の全貸付額のおおむね百分の五十以上であることが確実であると見込まれることとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行するものとする。
- 二 その他所要の整備を行うものとする。